

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高		小口現金として			100,000
普通預金	百十四銀行観音寺支店		運転資金として			119,832,915
普通預金	百十四銀行観音寺支店		運転資金として			928,251
普通預金	百十四銀行観音寺支店		運転資金として			4,859,404
定期預金	百十四銀行観音寺支店		運転資金として			1,885,000
			小計			127,605,570
事業未収金	施設入所支援事業・生活介護事業 サービス区分他		2、3月分自立支援費負担額他			66,977,536
未収補助金	福利厚生センター助成金		職員生活習慣病検診費用助成金			141,600
原材料	就労継続支援B型事業サービス区分		就労継続支援B型事業棚卸高			802,723
立替金	本部サービス区分		利用者購入物品			24,989
前払金	施設入所支援事業サービス区分他		リサイクル料			131,130
	流動資産合計			0	0	195,683,548
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(地域支援センターまるやま拠点) 観音寺市流岡町字山ノ後750番1 4105.73㎡ 観音寺市流岡町字乙井1110番 175㎡ 観音寺市流岡町字山ノ後755番1 2511㎡ 観音寺市流岡町字下河原1021番 18 496.06㎡		第1種社会福祉事業である、障害者支援施設等に使用している。 同 上 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。 第2種社会福祉事業である、共同生活援助事業所に使用している。			76,155,763 8,640,000 54,453,182 11,900,000
			小計			151,148,945
建物	(地域支援センターまるやま拠点) 観音寺市流岡町字山ノ後750番1 観音寺市流岡町字山ノ後750番1 地域活動支援センター 観音寺市流岡町字五十石1272番 地13、観音寺市流岡町字山ノ後 750番地10 作業所 観音寺市流岡町字山ノ後755番地1 作業所・倉庫 1棟 観音寺市流岡町字下河原1021番 地18 334.50㎡の内283.99㎡ 流岡ホ-ム 1棟 観音寺市流岡町字下河原1021番 地18 流岡ホ-ム改修 三豊山本町財田西西鹿ノ谷1449 番地20 山本ホ-ム	2002年度 2002年度 1983年度 2009年度 2015年度 2017年度 2013年度	第1種社会福祉事業である、障害者支援施設等に使用している。 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。 同 上 第2種社会福祉事業である、共同生活援助事業所に使用している。 同 上 同 上	325,491,618 102,851,671 132,372,930 41,932,500 9,848,383 37,921,910 35,939,763	213,175,489 63,086,614 97,293,840 21,913,747 6,715,772 7,906,884 16,396,092	112,316,129 39,765,057 35,079,090 20,018,753 3,132,611 30,015,026 19,543,671
			小計			259,870,337
定期預金	百十四銀行観音寺支店(定期)		基本金として指定されている。			1,000,000
	基本財産合計			686,358,775	426,488,438	412,019,282
(2) その他の固定資産						
建物	(地域支援センターまるやま拠点) 観音寺市流岡町字下河原1021番 地18 事務所・相談室 観音寺市流岡町字山ノ後750番地1 (丸山作業所拠点) 観音寺市流岡町字五十石1272番 地13 他 観音寺市茂木町二丁目3番30号 自動火災報知器設置(しげきホ-ム)	2015年度 2004年度 1985年度 2017年度	公益事業である障害者就業・生活支援センター分室に使用予定である。 第1種社会福祉事業である、障害者支援施設等に使用している。 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。 第2種社会福祉事業である、共同生活援助事業所に使用している。	8,982,347 1,357,560 10,153,490 286,200	2,702,086 471,117 8,716,970 160,987	6,280,261 886,443 1,436,520 125,213
			小計			8,728,437
構築物	(地域支援センターまるやま拠点) 外構他 (丸山作業所拠点) 外構他		第1種社会福祉事業である、障害者支援施設等に使用している。 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。	66,871,208 14,819,560	65,044,143 13,622,858	1,827,065 1,196,702
			小計			3,023,767
機械及び装置	(地域支援センターまるやま拠点) 天井走行式リフト 地域活動支援センター (丸山作業所拠点) 水洗機他		第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。 第2種社会福祉事業である、障害福祉サービス事業所に使用している。	1,560,300 15,990,266	1,544,693 12,859,660	15,607 3,130,606
			小計			3,146,213
車輛運搬具	(地域支援センターまるやま拠点) ム-プ他 計6台 (丸山作業所拠点) ハイエース他 計8台		利用者送迎用 利用者送迎用	13,219,301 14,128,703	13,219,295 14,108,361	6 20,342
			小計			20,348
器具及び備品	移動式音響設備他		社会福祉事業等の用に供されている	24,321,684	22,612,649	1,709,035
退職給付引当資産	香川県民間社会福祉施設振興財団 預け金		職員退職金制度			16,425,624
人件費積立資産(措置)	定期預金 百十四銀行観音寺支店		将来における職員の処遇に必要な経費のために積み立てている定期預金			20,000,000
修繕積立資産(措置)	定期預金 百十四銀行観音寺支店		将来における大規模修繕等に必要な経費のために積み立てている定期預金			31,180,304
備品等購入積立資産(措置)	定期預金 百十四銀行観音寺支店		将来における業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するために必要な経費のために積み立てている定期預金			1,300,000
施設整備等積立資産(措置)	定期預金 百十四銀行観音寺支店		将来における建物、設備及び機械器具等備品の整備・修理に必要な経費のために積み立てている定期預金			47,028,036
工賃変動積立資産	定期預金 百十四銀行観音寺支店		将来における一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、一定の工賃水準を利用者に保障するために必要な経費のために積み立てている定期預金			6,000,000
差入保証金	西日本自動車共済協同組合		組合加入出資金			1,000
長期前払費用	(株)福祉施設共済会		火災保険料			130,057
その他の固定資産	しげきホ-ム(グループホ-ム)敷金		しげきホ-ム(グループホ-ム)敷金			220,000
	その他の固定資産合計			171,690,619	155,062,819	138,912,821
	固定資産合計			858,049,394	581,551,257	550,932,103

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産合計				858,049,394	581,551,257	746,615,651
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	2月分携帯電話料金 他					8,783,415
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構					1,416,000
職員預り金	3月分社会保険料他					4,448,260
前受収益	令和4年4月分グループホーム利用料					908,000
賞与引当金	令和3年12月～令和4年3月分					15,200,000
流動負債合計				0	0	30,755,675
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人 福祉医療機構借入金					14,042,000
退職給付引当金	香川県民間社会福祉施設振興財団					16,425,624
固定負債合計				0	0	30,467,624
負債合計				0	0	61,223,299
差引純資産				858,049,394	581,551,257	685,392,352

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。